

銀行取引をめぐる消費者保護の 現代的展開

2008年3月

金 融 法 務 研 究 会

は し が き

本報告書は、金融法務研究会第2分科会における平成18年度の研究成果である。

金融法務研究会は、平成2年10月の発足以来、最初のテーマとして、各国の銀行取引約款の検討を取り上げ、その成果を平成8年2月に、「各国銀行取引約款の検討—そのⅠ・各種約款の内容と解説」として、また平成11年3月に、「各国銀行取引約款の比較—各国銀行取引約款の検討 そのⅡ」として発表した。平成11年1月以降は、金融法務研究会を第1分科会（主査：岩原紳作東京大学大学院法学政治学研究科教授）と第2分科会（主査：能見善久東京大学大学院法学政治学研究科教授）とに分けて研究を続けている。

第2分科会では、平成11年度・12年度に、「消費者との銀行取引における法律問題について」を、平成13年度に「金融取引における『利息』概念の検討」を、平成14年度に「預金の帰属」を、平成15年度に「債権・動産等にかかる担保法制の問題」を、平成16年度は「最近の預金口座取引をめぐる諸問題」を、平成17年度には「担保法制をめぐる諸問題」を取り上げ、報告書を発表している。同分科会では、平成18年度は「銀行取引をめぐる消費者保護の現代的展開」をテーマとして取り上げ、そこでの研究成果が本報告書である。同分科会では、平成19年度は「動産・債権譲渡担保融資に関する諸課題の検討」をテーマとして取り上げ、研究を続けている。

本報告書では、第1章で「特定預金等契約における銀行の行為規制」（中田裕康担当）、第2章で「改正金融商品販売法における説明義務と適合性の原則」（山田誠一担当）、第3章で「平成17年銀行法改正による銀行代理店制度の見直し—兼業承認、複数所属銀行等を中心として—」（前田庸担当）、第4章で「銀行の保険販売業務に関する諸問題」（山下友信担当）、第5章で「非対面取引—インターネット・バンキングを中心に」（能見善久・山下純司担当）および第6章で「消費者の金融取引紛争をめぐる解決制度の動向と課題—民事裁判およびADRを中心として—」（青山善充担当）を取り上げている。いずれも、近時の金融商品取引法、金融商品販売法、銀行法、保険関係法規、ADR促進法等の制定もしくは改正に関連して生ずる、または非対面取引に伴い生ずる消費者保護に関する諸問題等、まさに「銀行取引をめぐる消費者保護の現代的展開」を見据えた、銀行実務に密接に関連するテーマである。本報告書が銀行実務家をはじめ、各方面の方々のお役に立つことができれば幸いである。

本研究会には、銀行の法務分野の実務を担当される方にオブザーバーとして参加いただいている。また、事務局を全国銀行協会金融調査部および業務部をお願いしている。

最後に、本報告書の作成にあたって尽力を惜しまれなかったオブザーバーおよび事務局の方々に心から御礼を申し上げたい。

平成20年3月

金融法務研究会座長

前 田 庸

目 次

序（能見善久）	1
第1章 特定預金等契約における銀行の行為規制（中田裕康）	2
1 はじめに	2
2 金融商品取引法制の下での銀行の行為規制の概観	2
(1) 制度の概要	2
(2) 銀行法13条の4	3
(3) 金融商品販売法	4
3 銀行法13条の4が準用する金融商品取引法の個別規制の根拠	4
(1) 契約締結前及び契約締結時等の書面の交付	4
(2) 不招請勧誘の禁止・勧誘受諾に係る意思確認義務・再勧誘の禁止	6
(3) 適合性の原則	8
(4) 損失補てん等の禁止	12
(5) 顧客情報の適正な取扱い確保等	12
4 銀行法13条の4が準用しない金融商品取引法の個別規制	13
5 特定預金等契約における銀行の行為規制の根拠	13
第2章 改正金融商品販売法における説明義務と適合性の原則（山田誠一）	15
1 はじめに	15
(1) 証券取引法の一部を改正する法律	15
(2) 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等 に関する法律（平成18年6月14日法律66号）	16
2 改正前の金融商品販売法	16
(1) 特徴	16
(2) 「金融商品の販売」と金融商品販売業者等	17
(3) 金融商品販売業者等の説明義務	17

(4) 説明義務違反の効果としての損害賠償責任	17
(5) 勧誘方針の策定	18
3 改正金融商品販売法	19
(1) 改正の背景と主な改正点	19
(2) 説明義務の対象（「重要事項」）の拡大	20
(3) 断定的判断の提供の禁止に関する規律の導入	21
(4) 適合性の原則に関する規律	22
 第3章 平成17年銀行法改正による銀行代理店制度の見直し ——兼業承認、複数所属銀行等を中心として——（前田 庸）	24
1 銀行代理店制度見直しの概略	24
2 許可の申請	25
3 許可基準および許可の審査	25
(1) 財産的基礎、人的構成および兼業の場合の基準	25
(2) 許可の審査—兼業との関係（利益相反とも関連して）	25
4 業務	29
(1) 業務の範囲（法52条の42）	29
(2) 分別管理（法52条の43、銀行法施行規則34条の42）	30
(3) 業務にかかる顧客に対する説明、顧客情報の適正な取扱い等	31
5 所属銀行等の賠償責任—附・営業保証金制度の不採用	36
(1) 所属銀行の責任	36
(2) 再委託者の責任	37
(3) 求償権の行使	37
(4) 消滅時効	37
(5) 営業保証金制度の不採用	37
 第4章 銀行の保険販売業務に関する諸問題（山下友信）	38
1 はじめに	38

2 保険販売に関する規制の概要	39
(1) 保険業法	39
(2) 銀行法	42
(3) 金融商品取引法	43
(4) 金融商品販売法	43
3 保険販売と情報提供義務	44
(1) 説明義務	44
(2) 助言義務	46
4 保険販売を行う銀行の法的地位のあり方	51
(1) 乗合保険代理店としての銀行	51
(2) 保険仲立人となる場合の規則	52
(3) 諸外国の保険募集主体規制	53
(4) 保険募集主体の規制に関する課題	56
 第5章 非対面取引	
——インターネット・バンキングを中心に（能見善久・山下純司）	57
1 総論	57
(1) 非対面取引の意義	57
(2) 銀行取引における非対面取引	58
(3) 非対面取引と消費者保護（預金者保護）	59
2 個別的論点	60
(1) 取引の成立・不成立	60
(2) ディスクロージャー・説明義務	62
(3) 誤取引	63
(4) 不正取引	64
(5) 銀行の調査義務	70
(6) その他の問題	70

第6章 消費者の金融取引紛争をめぐる解決制度の動向と課題 ——民事裁判およびADRを中心として——（青山善充）	71
1 はじめに	71
2 消費者の金融取引トラブルに関する法整備の進展	72
(1) 消費者契約法から金融商品取引法まで	72
(2) 金融商品販売法と改正消費者契約法による救済システムの改善	75
3 消費者の金融取引トラブルの特徴と裁判・ADRの位置づけ	78
(1) 消費者の金融取引トラブルの特徴	78
(2) 消費者の金融取引トラブルの解決制度としての裁判とADR	79
4 消費者の金融取引をめぐる紛争解決制度の課題	82
(1) 消費者の金融取引紛争解決制度としての民事裁判と民事調停	82
(2) 消費者の金融取引紛争解決制度としてのADR	84
5 おわりに	89